

吉備中央町立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・	5

令和8年 3 月

吉備中央町教育委員会

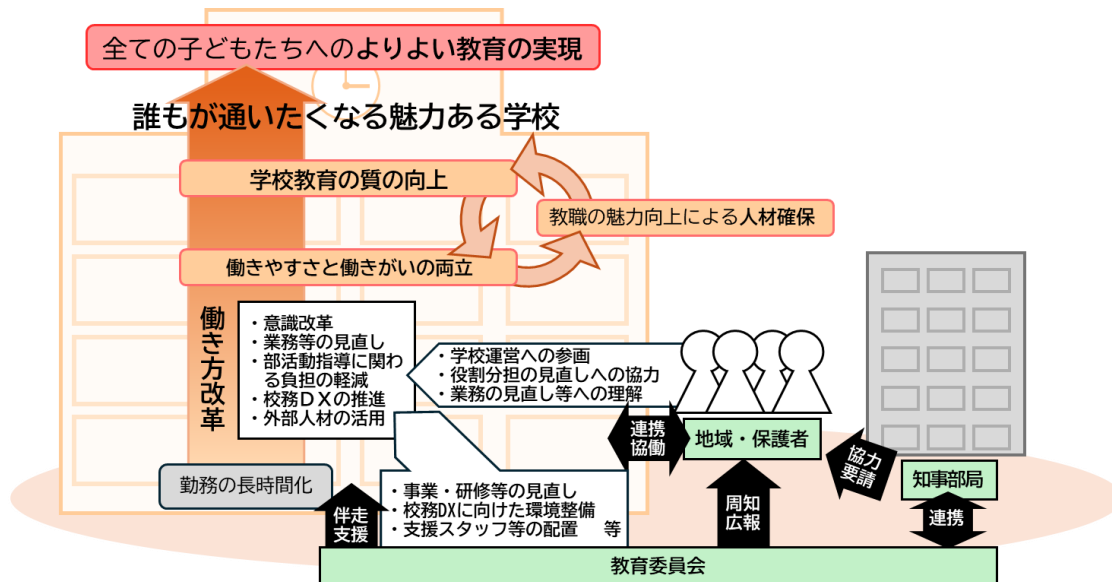
1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法（以下「特措法」）第8条に基づき策定するものである。

吉備中央町総合計画に掲げる「子どもたちの笑い声があふれる 懐かしくて新しいふるさとの創造」を実現するためには、教職員が心身共に健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が不可欠である。本計画は、単に勤務時間を削減することをねらいとしているのではなく、勤務状況を改善することで、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、児童生徒の学びをより充実させることを目的としている。

今後は、本計画に基づいて学校経営計画書を作成し、学校・保護者・地域・教育委員会が一体となって働き方改革を推進し、吉備中央町の教育の質をさらに高めていくこととしている。



(2) 吉備中央町の現状

本町では、令和2年3月31日に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「吉備中央町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

取組として、学校行事等の精選・重点化・省力化、登下校時刻の見直し、小学校専科加配教員等加配教員等の配置、教師業務アシスタント全校配置、校務支援システムの導入など様々な取組を実施した。

これまでの取組の結果、「令和6年度学校における働き方改革に関する取組状況調査」における、本町の教育職員の時間外在校等時間は、次のとおりであった。

区分	年平均	月45時間以内の 教職員の割合	月80時間超の 教職員の割合
小学校	月25.5時間	88.5%	1.6%
中学校	月30.0時間	77.4%	7.0%

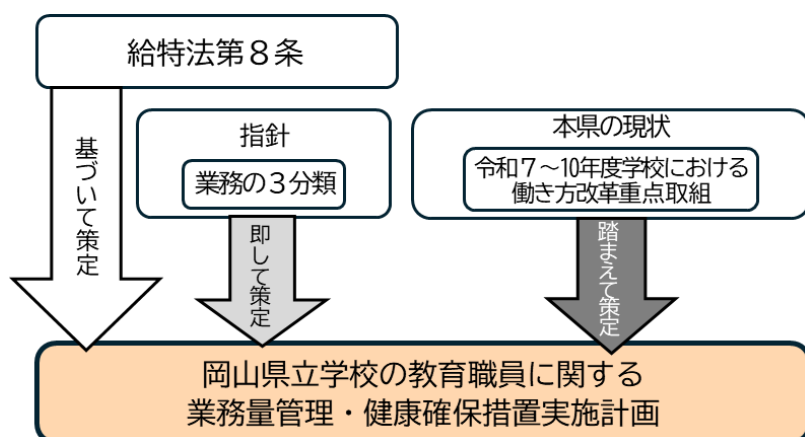
月80時間超では、特定の教育職員の業務が多くなっているなどの課題も見られ、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進め、引き続き、校内で働き方改革の目的及び取組を共有しながら教育職員の意識改革も進めていく。

また、令和7年11月に実施した勤務実態調査の結果では、本町の教育職員の「働きやすさ」「働きがい」「時間を意識した働き方の心掛け」「授業準備の時間の確保」「児童・生徒と向き合う時間の確保」については、次のとおりであった。

割合	働きやすさ		働きがい		時間を意識した 働き方の心掛け		授業準備の 時間		児童・生徒と 向き合う時間	
	感じている	感じていない	感じている	感じていない	意識している	意識していない	取れている	取れていない	取れている	取れていない
小学校	83%	17%	88%	12%	80%	20%	39%	61%	71%	29%
中学校	82%	18%	86%	14%	95%	5%	59%	41%	64%	36%

本町の教育職員は、働きがいをもって時間を意識した働き方を心がけて教育に携わっているが、教育の本質となる授業の準備時間や児童生徒と向き合う時間が確保できていないことが課題である。

こうしたことを踏まえ、特措法第8条に基づき本計画を策定するものである。



2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等に関する目標

- ・月当たりの時間外在校等時間が45時間以内となっている教員の割合を100%にする。
- ・1年間(年度)における、月当たり時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教職員の割合80%以上を維持する。
- ・勤務実態調査において「授業準備の時間」「児童・生徒と向き合う時間」の「取れている」の回答の割合80%以上にする。
- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

吉備中央町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「学校と教師の業務の3分類(以下「3分類」という。)を踏まえて実施する取組

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。学校運営協議会を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を引き続き整備・周知していく。
- ・学校に対する過剰な苦情等を抑制し、対応に係る負担を軽減するため、啓発ポスターを全校へ配付するとともに周知・啓発を進める。

◇録音告知機能付通話録音装置の導入(「3分類」⑤関係)

- ・電話対応時における長時間の拘束や過剰な苦情等を抑制するために、録音告知機能付通話録音装置を全校に導入する。

◇部活動指導員(支援員)の配置(「3分類」③関係)

- ・休日の部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、部活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

◇支援スタッフ等の配置（「3分類」⑥～⑨関係）

- ・教育職員が児童生徒への教育に専念できるようにするため、引き続き、学校の実態を踏まえながら支援スタッフ等を配置する。

(2)取組状況からみえる課題を踏まえて推進する学校の取組

◇学校運営協議会等での学校における働き方改革について議題化

- ・働き方改革の目的を地域・保護者等と共有し、連携・協議しながら取組を進められるよう、学校運営協議会やPTA総会等で、学校における働き方改革について議題として取り扱う。

◇教育課程の見直し

- ・各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学4年以上：年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

◇日課表の工夫

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表を工夫する。

◇最終退校時刻の設定

- ・退勤時間を踏まえた業務等の見直しを進めるため、実態に応じて最終退校時刻を設定する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに以下の内容に取り組む。

◇年次休暇の計画的な取得の促進

- ・年次有給休暇の計画的な取得推進

仕事と余暇のバランスの取れた豊かな生活の実現、時間管理意識の醸成を図るため、年次休暇の計画的な取得を促進する。

- ・医師による面接指導の実施

過重労働による健康障害を防止するため、月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教職員について、当該職員が申し出た場合、医師による面接指導を実施する。

- ・ストレスチェックの実施

自身のストレスへの気づきを促すとともに、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェック100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。

- ・相談窓口の設置

心身の健康問題の早期発見・適切な対応を図るため、心身の健康問題に関する窓口の設置を継続する。

各学校では優先度を考慮しながら実態に応じて取り組むとともに、ここに掲げた内容以外についても、主体的に業務を見直していく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、本計画の定める目標の達成状況及び取組の実施状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議、各校の学校運営協議会において報告することとする。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、吉備中央町で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、勤務実態調査で把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務持ち帰りや休息時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画を周知するとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、吉備中央町における「3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知するとともに、具体的な項目について協力を得られるように取り組む。

(参考資料) 文部科学省「学校と教師の業務の3分類」

学校と教師の業務の3分類			別添4
➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。 ➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。			
学校以外が担うべき業務			
1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務	
※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進	14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進	※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画